

## 飯塚オートこども夏祭りイベント運営業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、飯塚市(以下「発注者」という。)が「飯塚オートこども夏祭りイベント運営業務委託」の受託者(以下「受託者」という。)を指名型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定し契約を行うための必要な手続き等について定めるものとする。

### 1 業務の目的

飯塚オートレース場(以下「飯塚オート」という。)は、昭和49年度には年間150万人を超える来場者があったものの、その後レジャーの多様化の影響等により減少し、近年はコロナ禍やスタンド整備の影響もあり、来場者数は低水準で推移している。

令和5年度に策定した「飯塚小型自動車競走場再整備方針」においては、オートレース事業の「地域への貢献」の達成に向け、誰もが気軽に訪れることができる施設とすることを方針として掲げている。

今回、オートレースの開催のない日に「飯塚オートこども夏祭り」イベントを実施し、子ども及び子育て世代を主な対象とした来場機会を創出することで、これまで来場経験のない親子連れの来場を促進する。あわせて、子どもが安心して楽しめる施設であるとの認識の醸成を図り、将来的な来場者の定着及びオートレース事業の発展に繋げることを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

飯塚オートこども夏祭りイベント運営業務委託

#### (2) 履行場所

飯塚市 鯉田 地内

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年9月7日まで

#### (4) 業務内容

別紙、「飯塚オートこども夏祭りイベント運営業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

#### (5) 見積限度額

3,269,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加する者の必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと

いこと。

- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

#### 4 事業者の選定

- (1) 本市の令和8年度役務等有資格者名簿(市内・準市内)に登載されている者の内、取扱区分が「イベント企画・運営」となっている者を指名し、参加意思の確認を行う。
- (2) 参加意思確認の期間は、令和8年5月27日(水)から令和8年6月12日(金)までとする。
- (3) 参加意思確認期間中(5月27日～6月12日)に、飯塚オートの視察を希望する場合、「14問い合わせ先」まで事前に連絡すること。なお、オートレース開催中又は、場外発売中であれば、無料で入場し、自身で現地確認することは可能である。ただし、場内の一部が入場できないよう規制されている場合がある。

#### 5 実施スケジュール

項目	期 日
① 指名通知	令和8年5月27日(水)
② 質問票提出期限	令和8年6月2日(火) 17時15分
③ 質問票回答期限	令和8年6月5日(金) 17時15分
④ 参加意思表明書提出期限	令和8年6月12日(金) 17時15分
⑤ 提案書等提出期限	令和8年6月17日(水) 17時15分
⑥ 一次審査(書類審査) ※提案者が4者以上の場合のみ	令和8年6月19日(金) 予定
⑦ 一次審査結果通知 ※提案者が4者以上の場合のみ	令和8年6月22日(月) 予定
⑧ 二次審査(プレゼンテーション)	令和8年6月24日(水) 予定
⑨ 二次審査結果通知	令和8年6月26日(金) 予定

※日程については変更する場合あり。

#### 6 審査方法及び審査手順

審査は、飯塚市職員で構成する飯塚オートこども夏祭りイベント運営業務委託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

受託候補者の特定は、審査項目No.1からNo.12までの合計得点により行う。一次審査を実施しない場合であっても、審査項目No.1からNo.3までの得点は、二次審査時に併せて評価するものとする。

#### (1) 一次審査(書類審査)

審査委員会は、提案者が4者以上となった場合は提出された書類により業務実績等を勘案し、二次審査参加者を概ね3者選定するものとする(書類のうち提案書については、審査項目No.1～No.3の合計得点)。一次審査の結果、二次審査参加者として選定する概ね3者のうち、最下位となる順位に同点の者が複数ある場合は、当該同点者を含めて二次審査参加者として選定するものとする。

なお、提案者が3者以内の場合、一次審査は実施しない。

一次審査の結果は、「5 実施スケジュール」に沿って一次審査通過者にのみ電子メール及び電話にて連絡し、後日、すべての提案者に書面で通知する。その際一次審査の通過者には、併せて二次審査実施の通知を行う。

#### (2) 二次審査(プレゼンテーション審査)

- ① プレゼンテーションの時間は1者につき20分以内とし、質疑応答の時間は15分以内とする。
- ② 原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- ③ 参加人数は2名以内とする。なお説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となるものとする。
- ④ 提案書やプレゼンテーション審査中に提案者名を表明しないものとする。また、プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は提案者が準備することとする(プロジェクター及びスクリーンについては飯塚市が準備する。)。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前10分以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- ⑥ プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

#### (3) 二次審査手順

以下に記載の審査項目に基づき審査委員会の審査委員が採点し、各審査委員の合計得点が最も高い提案者を受託候補者とする。最高得点が同点の者が2者以上あるときは、審査項目No.4～No.6の合計得点が最も高い提案者を受託候補者とする。全体の合計得点及び審査項目No.4～No.6の合計得点のいずれも同じ者が2者以上あるときは、当該得点同数者によるくじにて受託候補者を決定する。

ただし、最高得点者の合計得点が満点の6割に満たない場合は、当該提案者を受託候補者として特定しない。

#### (4) 審査結果の通知

二次審査の結果については、すべての提案者に書面で通知を行う。なお、審査の結果・内容等に関する問い合わせに関して、受託候補者として特定されなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内(休日は含まない。)に書面により説明を求めることができる。

(5) 審査結果等の公表

審査に関する情報の公開は、受託候補者特定通知後に行う。また、審査の結果については、以下の内容について市ホームページに公表する。

- ① 受託候補者の名称、所在地、総得点
- ② 提案書を提出した者の数
- ③ 受託候補者以外の提案者の総得点

※受託候補者以外の提案者の名称は「B社、C社」等として公表する。

[審査項目及び配点]

No	審査区分	審査項目	評価内容	配点
1	一次審査	業務遂行能力	企画、準備、設営、イベント実施、撤去までの実施計画及びスケジュールが適正で、期限内に確実な履行が見込めるか。	5
2			業務を履行する上で必要な人員配置、役割分担、経験を有する体制が整っているか。	5
3			子ども向けイベント又はこれに類するイベント運営業務の実績があり、実務経験が十分であるか。	10
4	二次審査	提案内容の妥当性、魅力度	来場者からの費用徴収の有無及び金額設定が、企画内容、対象者、運営体制及び混雑防止の観点から適切であるか。	15
5			子ども及び子育て世代を対象としたイベントとして、内容、難易度、参加方法等が適切であるか。	15
6			子ども及び子育て世代を中心に、近隣住民を含む来場者の興味・関心を引き、イベントを目的とした来場意欲を喚起する内容となっているか。	15
7			飯塚市及び地域住民に親しまれる新たな夏の風物詩として定着し得る、象徴性・継続性のある企画となっているか。	15
8			他のイベント実施者との連携・協働について、役割分担、動線、時間配分、音響使用等を踏まえ、効率的かつ実現可能な内容となっているか。	10

9	安全管理	子どもが安全かつ安心して参加できる運営計画となっているか。動線、混雑対策、熱中症対策等が適切であるか。	10
10		設置から撤去まで安全対策が適切に講じられているか。	10
11		事故、怪我、機器不具合、来場者トラブル等が発生した場合の連絡体制及び初動対応が整っているか。	5
12	見積金額	提案内容、業務量、費用徴収の有無等を踏まえ、適正な見積金額となっているか。	5
合 計			120

## 7 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

- ① 受付期限 「5 実施スケジュール」の日時のおりとする。(必着)
- ② 質問方法 質問票に必要事項を記入のうえ、「14 問い合わせ先」のメールアドレス宛てに電子メールで送信し、その旨を電話にて連絡のこと。電話及び直接来場による質問には応じない。

### (2) 質問に対する回答

「5 実施スケジュール」の期限までに電子メールにて全指名業者へ周知する。

## 8 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加意思を有する者(以下「参加希望者」という。)は、「プロポーザル参加表明書(様式1)」(以下「表明書」という。)を下記の要領で提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。なお、期限までに提出がなかった者は辞退したものとみなす。

また、表明書と一緒に次の必要書類についても提出すること。

<必要書類>

- (1) 委任状(任意様式) ※支店・営業所長等を代理人とする場合……1部
- (2) 法人の概要の分かる資料(任意様式、法人のパンフレットでも可) ……1部

参加希望者は、表明書を、「5 実施スケジュール」の期限(必着)までに書留郵便により郵送又は持参すること。

表明書を持参する際は、事前に「14 問い合わせ先」へ開庁時間内(開庁日の8時30分から17時15分まで)に電話でその旨を伝え、市が指定する日時に持参すること。

参加表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、「辞退届(様式2)」を令和8年6月17日(水)までに提出すること。その際は、事前に「14 問い合わせ先」へ開庁時間内(開庁日の8時30分から17時15分まで)に電話でその旨を伝え、書留郵便により郵送又は持

参すること。

## 9 提案書等の提出

### (1) 提出方法

「14 問い合わせ先」へ開庁時間内(開庁日の8時30分から17時15分まで)に直接持参又は書留郵便により提出すること。

### (2) 提出期限

「5 実施スケジュール」の期限までとする。(必着)

### (3) 必要書類

- ① 業務実績調書(様式3) ……7部 (正本1部、副本6部)
- ② 業務体制表(様式4) ……7部 (正本1部、副本6部)
- ③ 見積書及び見積内訳書(任意様式) ……7部 (正本1部、副本6部)
- ④ 提案書(任意様式 ※下記参照) ……7部 (正本1部、副本6部)

※正本(①～④全て)にのみ社名、代表者名を記載し、副本には社名等、参加希望者が特定される情報(ロゴマーク等)を表記しないこと。

## 10 提案書の作成要領及び記載内容

### 【提案書作成要領】

- ① 提案書は、表紙・目次・本編で構成し、可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- ② 提案書はA4長辺綴じ片面30ページ以内(表紙、目次は提案書のページ数には算入しない)とし、文字の大きさは10ポイント以上とすること。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えない。
- ③ 提案書の提出部数は正本1部、副本6部とする。(正本にのみ提案者名、代表者名を記載し、副本には提案者名等、提案者が特定される情報(ロゴマーク等)を表記しないこと)
- ④ 表紙は、「飯塚オートこども夏祭りイベント運営業務委託に係る提案書」と記述し、正本にのみ法人の代表者印を押印すること。

### 【提案書の記載内容】

提案書は、下記の項目①から⑥の順番に沿って、提案内容をそれぞれ具体的に記載し、①から⑥の項目名はタイトルとして記載すること(記載順、項目名変更不可)。

#### ① 実施計画、スケジュールについて

本事業の実施計画(企画→準備→設営→イベント実施→撤去までのスケジュール)を具体的に記載すること。

② 事業実施体制について

本事業を受託した場合の事業実施体制、担当するメンバーについて、氏名、経験年数、主な実績等を記載すること。

③ これまでの業務実績について

過去に受託した本業務と同種又は類似業務の取り組み事例の内容や成果等を具体的に記載すること。

④ 提案内容について

次の1～3を明確に記載すること。

1. 企画内容のテーマについて（テーマ設定にあたる背景や理由も含めて）

2. 企画内容について

以下の点を踏まえて記載すること。

- ・ 来場者からの費用徴収について
- ・ 来場者の興味、関心及び集客見込みについて
- ・ 他のイベント実施者との連携・協働について
- ・ 工夫した点やアピールしたい箇所について

3. 安全性への配慮、緊急時の対応について

イベント実施中を含む設置から撤去までの事故や災害防止策について、及び事故や災害等が発生した場合の連絡体制や修繕等の対応について、詳細に記載すること。

⑤ 見積金額について

本事業の見積金額を税抜金額で記載すること。

⑥ その他

業務を遂行するための自己のアピールポイントや本業務の目的を達成するにあたり、独自の取り組みがあれば具体的に記載すること（任意記載）。

## 11 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しない場合
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (4) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 虚偽の内容が記載された場合
- (6) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (7) 見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年飯塚市告示第28号）の規定に該当する行為が認められた場合
- (9) 審査委員会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求を

した場合

- (10) その他審査の公平性に影響がある行為があったと認められる場合

## 12 契約の締結等

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合に修正することがある。また、受託候補者が契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次順位の者と契約の手続きを進めるものとする。

## 13 その他

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案書等について提出期限後は、記載内容の変更、書類の追加・削除は認めない。
- (3) 提出された表明書及び提案書等は、本プロポーザルに係る審査以外に使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書等については、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)第8条第2号に該当するものを除き、原則公開とする。
- (6) 提案書の作成のために飯塚市から受領した資料は、飯塚市の許可なく公表、使用してはならない。
- (7) 審査結果について一切の異議申立てはできないものとする。
- (8) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成、提出等それらに係る費用の一切は参加者の負担とする。

## 14 問い合わせ先

〒820-0001 福岡県飯塚市鯉田147番地  
飯塚市経済部公営競技事業所 (担当：原・山田)

TEL：0948-22-1153

FAX：0948-25-6532

E-mail：[koueikyugi@city.iizuka.lg.jp](mailto:koueikyugi@city.iizuka.lg.jp)